

<第1号議案>

○審議事項

コミュニティバス「まにわくん」において輸送する旅客の範囲の変更について

○概要

自家用有償旅客運送における旅客の範囲について、道路運送法第78条の2の改正により、観光客等の来訪者も輸送対象とすることが明確化された。

「まにわくん」の旅客の範囲に関する登録は「真庭市民・真庭郡新庄村民及びその親族並びに真庭市・真庭郡新庄村に日常の用務を有する者」となっているため、「真庭市民・真庭郡新庄村民及びその親族並びに真庭市・真庭郡新庄村に日常の用務を有する者又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者」に変更することについて合意をお願いするもの。

※参考

第五章 自家用自動車の使用

(有償運送)

**第七十八条** 自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

二 市町村(特別区を含む。)、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送(以下「自家用有償旅客運送」という。)を行うとき。

(道路運送法 抜粋)

<第2号議案>

○審議事項

コミュニティバス「まにわくん」の更新登録申請について

合意内容

真庭市コミュニティバス「まにわくん」

(1) 自家用有償旅客運送の種別  
市町村運営有償運送(公共空白運送)

(2) 運送主体

真庭市

岡山県真庭市久世2927番地2

真庭市長 太田 昇

(3) 路線又は運送の区域

真庭郡新庄村(梨瀬発)～真庭市久世(真庭市役所止)

(4) 更新後の有効期限(予定)

令和3年12月1日から令和6年11月30日まで

○概要

コミュニティバス「まにわくん」の登録期限の満了(令和3年11月30日)に伴い、更新申請を行うため、新庄村への乗り入れ区間(美甘～梨瀬間)の継続について合意をお願いするもの。